

自動車税の現行制度堅持や車体取得時課税減収分の財源確保を求める意見書

少子・高齢化対策や地域経済活性化・雇用対策、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応するとともに、地方が地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担うためには、地方財政の充実・強化が必要である。

車体課税の見直しについては、これまでの税制改正大綱において、消費税率10%への引上げ時の自動車の取得時課税の見直しや、自動車の保有に係る税負担の軽減について、地方の安定的な財源を確保しつつ、総合的な検討を行い必要な措置を講ずることが言及されている。

こうした中、平成31年度税制改正に向けて、日本経済団体連合会や日本自動車工業会等からは、自動車ユーザー負担の軽減や課税簡素化等の観点から、保有に係る課税を軽自動車税並みに引き下げることや、取得時の課税の軽減等を行うよう、例年にも増して車体課税の見直しに係る活発な要望がなされている。

熊本県の自動車取得税及び自動車税は、平成29年度決算で約241億円に上り、県税収入の約14%を占めており、また、自動車取得税の約7割にあたる約18億円が市町村に交付され、道路や橋梁、トンネル等の維持・整備をはじめとする地方行政需要の貴重な財源となっている。そのため、具体的かつ安定的な代替財源が確保されないまま車体課税の見直しが行われれば、平成28年熊本地震からの復旧・復興を進める本県及び市町村の財政に多大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、国におかれては、下記の点の実現されるよう強く要望する。

記

- 1 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な見直しにあたっては、自動車税が都道府県における道路整備や環境保全等に係る行政需要に対応する基幹税であり、特に税源が乏しい地方においては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 2 自動車取得時の税率区分の見直しや消費税率引上げ時における需要変動を平準化するための税制上の検討にあたっては、見直し等による減収分の税財源を確実に確保するなど、地方財政に影響を与えることがないよう必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月30日

熊本県議会議長 坂田孝志

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
経済産業大臣	世耕弘成様